

○議長（小林哲雄）

日程第5 議案第46号 開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町南部地区の工業専用地域が産業集積のための企業立地重点促進区域に指定されたことにより、工場立地法に規定する特定工場が新たに立地する場合に、緑地面積及び環境施設面積の軽減を図るため、開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第46号 開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて。

開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、こちらの条文の内容について、説明をさせていただきます。こちらの内容につきましては、市町村は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条の工業立地法の特例を受けることができ、同位企業立地重点促進区域指定されたことにより、工場の立地に際して、確保が必要となる緑地の面積、環境施設面積を町条例により定めることができるとされております。

今回、開成町では、南部地域への企業誘致を進める際に、他市町との格差化を図り、企業立地しやすくする方策の一環として実施するもので、神奈川県下では、初めて企業立地重点促進区域指定を受けることができたものです。

対象となる地域は、開成町南部地区土地区画整理事業区域内の工業専用地域の2街区です。対象となる業種につきましては、製造業、電気・ガス・熱供給業の2種類でございます。

対象規模といたしましては、敷地面積が9,000平米以上、または建築面積が3,000平米以上のものです。なお、南部地区の工業専用地域における建蔽率は60%、容積率は200%に指定されております。

緑地面積の緩和量でございますが、工業専用地域につきましては、工場立地法におきまして、緑地率は20%以上、環境施設率は25%以上と定められております。また、神奈川県準則によりまして、緑地率を15%以上、環境施設率を20%以上と定められております。今回、開成町の条例では、緑地率を5%以上、環境施設率を10%以上にすることでございます。

それでは、議案に戻ります。1ページにお戻りください。

開成町条例第 号 開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例。

(趣旨)、第1条、この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)及び工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例(平成12年神奈川県条例第63号)により定められた準則にかえて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)、第2条、この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)、第3条、この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

適用区域、乙区域、区域の範囲、牛島字戸中542番1から、次のページにあります。宮台字砂糖堀田1151番1までで、この区域におきましては、現在、法務局に登録されている地番で、南部区域土地区画整理区域内の工業専用区域の2街区分の全ての地番を指しております。

緑地の面積の敷地面積に対する割合100分の5以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合100分の10以上。

次のページをおめくりください。

附則、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長(小林哲雄)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志議員。

○2番(高橋久志)

2番、高橋久志です。今回の条例改定については、緑地面積の規制緩和というふうには、私は受けとめております。

工業専用地域については、立地法では20%以上、緑地率ですけれども、神奈川県準則では15%以上、開成町の今回、提案されているものは5%以上というふうになります。この関係の条例については、お話があったように、開成町南部地区土地区画整理事業内の工業専用地域2カ所を指定された上での提案だということがわかるわけでございます。

取り方によって、いろいろな見方があるというふうに私は思っておりますが、ご承知のように、南部地区については、組合施行の区画整理事業区域でございます。区画整理事業においては、緑地については、法律に基づいた形での面積指定がされていると。それとあわせて、これから来る企業に対して緑地をどうするかという観点だというふうに私は思っております。

そういった意味合いで、やはり開成町にとって緑地は大切なもの。環境整備の面からいっても大切。企業も、それに努力してもらいたいという私は願望がございます。

ただ、この地域については、南部地区区画整理事業の整理法に基づいた公園の面積等があるので、やむを得ない措置かなというふうに私は理解する点がございしますが、ただ、開成町、先ほど言ったように、開成町の条例5%もせめて、県条例等の関係で、余りにも緩和し過ぎるのではないのかなと。これは認可というのですか、法務大臣より受けているという背景がございますけれども、その辺の捉え方について、説明、お願いします。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

こちらの開成町の緑地率5%につきましては、実は神奈川県を担当課とも調整を大分いたしました。内容といたしましては、開成町が指定しようとしている区域に隣接する宅地がどのくらいあるのか、農地がどのくらいあるのか、現況がどのくらいあるのか、これらを見ていただきまして、神奈川県といたしましては、丙種といたしまして、もう少し環境に優しいというのですか、周りの環境に影響する施設がないという位置付けで、もっと低くしてもいいですよと言われたんですが、開成町としましては、若干の宅地がまだあるということ、それから隣接する農地につきましては、大切な緑地の一つになっておりますので、この乙種にすることによって、もう少し緑化をしていただこうと、このように考えて5%にしております。

また、議員から説明がありましたように、区画整理自体で、既に公園緑地面積を、皆さんから賦課として出していること。また、それ以外に緑道とか、それら大分持っているということで、おおよそ既に5%の減歩を皆さんが、公園緑道に出しております。なおかつ、こちらの企業さんには5%という形になれば、その企業については合計10%、トータルすれば出していただいたと考えられますので、神奈川県が決めています15%に近いものになっているのかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

今、課長が言われました、約5%を公園のほうに出しているということですが、この5%という数字は、緑地に値する数字が5%ということなんですか。そ

れともそのほかのところに、この5%が使われているということなんですか。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

ただいまの質問の5%とは、ここで規定している5%を指しているのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

今、緑地の5%に相当する部分を地権者が減歩しているということを言われましたね。その5%の部分というのは、緑地の部分として5%と認められているのですか。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

失礼いたしました。区画整理の中で、公園予定地、公園面積といたしまして、全ての方に3%賦課させていただいていると聞いております。そして、それ以外に緑道というのがございます。これは公園と公園を結ぶ、または歩行者を優先にする道路と聞いていますが、または水路際に設ける緑道、これらをあわせて約2%、合計5%のものが、公園用地、または緑地として使われると、このような位置付けにされていると聞いておりますので、これにあわせて10%になるという解釈をしております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

緑地に関しては、こういう優遇措置は、先ほどありました免税、減免等についても同じように効果がある部分というのは、非常に大きいと思うんです。といいますのは、自治法で決められた20%の緑地を確保するというのはなかなか難しく、企業が反対する部分というのは非常に多くて、市、または県にかなり緩和してもらいたいという話が、あちこちから実際に出ているんですね。

緑地に関しては、私も何回か届けを出して、自治法の中でいろいろ問題したことがあるのですが、そういう面でいけば、非常に5%に下げるということは、有効策かなというふうに考えます。

ただ、ここでは準則で5%と定めるわけですが、この準則は時限的なものなんですか。それとも、もうずっと恒久的にこれは使用していくという形でよろしいのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

こちらの準則につきましては、神奈川県で決めております準則がございます。その準則も、国のほうの計画に基づいて定められておりますが、今のところ、神奈川県で

は、平成28年3月31日までの期間になっております。ただ、これは毎回、毎回更新はされていけますので、開成町もそのまま同じ形で更新されていくというふうに解釈しております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第46号 開成町企業誘致の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。